

1965. 6. 25

臨時号



発行所 福生町役場  
発行兼編集人 総務課  
印刷所 昭和印刷 KK

財政再建にご協力ください

昭和40年から43年まで

財政というのは、わたくし達の家計のようなものでありまして、町が活動していくために営む経済をいいますが、当町の財政状態は

聞きましたが、心配とご協力をなさる方であります。この状態から認められ、町に健全な福生町の姿に立ち上げて建全な福生町の姿に立ち上げるために非常なる努力をもたらせるためには非常に多くの力が必要になります。しかししながら、町も個人の生活と同様に常に活動しています。この活動をしながら、いかえれば、活動をしていかなければなりません。しかししながら、町も個人の生活と同様に常に活動しています。この活動をしながら、いかえれば、

政をたてなおすことが肝としてこのつとめであります。さらに、財政のためなおすは、一時のなれん置でなく、将来に町の財政が健全であるような基礎づくりでなくなりません。

そのためにはどうすればよいのか、いろいろと考えました結果、地方財政再建促進特別措置法の

指導等の特別な措置をとることを定めたもので、これを「再建法」といいます。）の準用規定を受ける（再建法にきめられていくことがらに準じて、財政を更に健全化するため、町でつくった計画書を自治大臣に承認してもらうため

## 状態について

なくすこと

当時の赤字がどのようにして発生したのでしょうか? 一日にいつて、収入を過大に見込み、実際の収入額に対し、これを上まわる支出をしたことによるのがあつたわけですが、まず、昭和三十八年

に福生町が「財政再建小体」で、  
とによって指定を受けること)によ  
るに、財政の再建を目的とした  
ながら、国や都の財政援助を受けると  
て、現在継続中の学校建設を始め  
いろいろな重要事業を実施すること  
とによって、町民の福祉の増進をな  
図るものですが、ここに再建計  
画の準用規定の中出を行なうことに  
なった経過等について、その概要を  
をご説明し、福生町の健やかな発  
展のため、今後町民皆さまの一層  
のご協力をお願いする次第です。

度において、町立第一・小学校の防音改築工事、三市町下水路組合の負担金、西多摩衛生組合の負担金、西多摩衛生組合の負担金等、支え合計額は一十五九、八万九千円となりました。更に、昭和十九年度において、義務教育施設の中学校、同分校、第二小学校の防音新改築工事の同時施行、西多摩衛生組合の建設費負担金と經年修理費、三市町下水路組合関係事業、庁舎建設、防衛道路建設等、より良い町にするため、一度に大

## 再建法の準用による影響

てある結果になり、翌年度における収入をその前年度分の支払にまわさなければならぬので、当年においてその額だけ事業ができるなくなることはご了解いただけるものと思います。また、赤字が一定の率(基準率)、二以上(團体(福生町は〇、四八七)は、法によつて起債(事業をするために一時的に多額のお金を必要とするとき、国その他から低利で借りること)が受けられないもので、学校の防音新改築、都市計画道路、牛浜地区の排水路、その他町民福祉の向上を図るための、いろいろな仕事をしていくために大きな支障をきたすことは明らかであります。

現在の財政状態をそのまま放つておくと、赤字が雪だるま式にふくれていくという最悪の事態となります。そうなりますと資金繰りも困難となつて、いたずらに町民の負担が増大する結果となり、借金の子守りをするような事にもなりかねません。病気も早いうちに適切な治療をすれば回復が早いのと同様に、町の発展と町民の福祉の増進を期するうえからも、一時的な窮屈を忍び、一日も早く再建法の準用を受けることが最も良い方法であると考え、町議会に準用指法の申出を提案した次第です。

1、予算内容については、まず赤字をなくすために無駄なところに金を使わないようにすることを第一とし、さらに住民福祉を増進できるようなところへ金を使うように指導監督を受けます。つまり役場内で使う事費人件費あるいは法律に基づかない負担金、補助金等(第一表)をできるだけ節約し、それについて生じたお金を赤字をなくすこと、いろいろな重要な事業にあてる等、効果のある金の使い方をすることになります。また予算規模については、福生町とほぼ同じ程度の町(これを類似団体と呼んでいます)と比較して若干のちがいは認められるものの、大体類似団体並みに抑えられることになります。類似団体と福生町の予算を比較して

再建法を準用した場合、町行政にどのような影響を及ぼすか、非常に心配されるところであります。が、個人経済でも同様であつて、國が返すための努力は並々ならぬものであります。しかし、個人と違つて市町村の場合には、國や都が積極的に援助してくれます。したがつて援助を受ける反面、ある程度國や都の監督を受けることになりますが、この監督も町民の福社増進を図れるよう助言と指導を行なうことが大部分です。ではどのように助言指導を受けるでしょうか。

## 再建期間は四ヶ年間

再建法の準用によつて赤字をなくし、町財政の建てなおしをする期間は、昭和四十年度から昭和四十三年度までの四年です。(第三表)。

第1表 法令によらない負担金、補助金等の制限額

$$\text{昭和39年度基準財政需要額} \times 0.3\% = 4,657,000[\text{円}] \\ (155,237,000[\text{円}])$$

第2表 福生町及び全国類似団体との比較(昭和38年度) 人/人

区分	福生町	類似町村	比較
町税	5,329円	5,305円	24円
人件費	3,626	3,138	428
物件費	1,469	1,634	△ 165
維持修繕費	354	256	98
補助費等	997	931	66
公債費	323	365	△ 42
普通建設事業	7,092	3,635	3,457

第3表 赤字解消期間の算定

$$\text{昭和39年度の実質赤字額} (92,016,000[\text{円}]) \\ (\text{昭和39年度基準財政收入額} \times \frac{100}{75} + \text{昭和39年度普通交付税額}) \times \frac{1}{10} = 4,877 \\ (103,543,000[\text{円}])$$

みるに当町の赤字が何によつて生じたかがご了解いただけると思ひます(第二表)。2、赤字団体でも起債が認められます。現在、赤字の団体では國からお金を借りて事業を行なうことができます。

昭和四十年六月二十五日  
福生町長 石川常太郎

明るく  
正しい選挙  
投票日です  
七月四日は  
参議院議員の

町民の皆さんにおかれましてはこの点を十分に理解をいただきまして、今後共格別のご協力をお願ひ申し上げる次第です。